

豊作くんASPサービス利用規約

豊作プロジェクト株式会社

2008年9月版

第1章 総則	3
第1条 (利用規約の適用)	3
第2条 (利用規約の変更)	3
第3条 (サービスの提供)	3
第4条 (サービスの提供対象)	3
第5条 (サービスの終了)	3
第6条 (合意事項)	4
第2章 契約	4
第7条 (契約申込)	4
第8条 (契約の成立)	4
第9条 (サービス内容の変更)	4
第10条 (契約者の名称・業態等の変更)	5
第11条 (契約者の地位の承継)	5
第12条 (契約期間)	5
第13条 (サービスの提供条件)	5
第14条 (権利の譲渡等の制限)	5
第15条 (非常事態時の利用の制限)	6
第16条 (契約者による利用契約の解除)	6
第17条 (当社による利用契約の解除)	6
第3章 契約者の義務	6
第18条 (ショップ運営上の義務)	6
第19条 (責任・保証)	7
第20条 (ショップ運営内容の申告)	7
第21条 (禁止行為)	7
第4章 提供の一旦停止及び提供中止	8
第22条 (提供の一旦停止)	8
第23条 (提供中止)	8
第5章 料金等	9
第24条 (料金等)	9
第25条 (料金等の支払義務)	9
第26条 (料金等の計算方法)	9
第27条 (料金等の支払方法)	9
第28条 (割増金)	9
第29条 (延滞料金)	9
第30条 (割増金等の支払方法)	10
第31条 (消費税)	10
第32条 (端数処理)	10
第6章 損害賠償	10



第33条（責任の制限）	10
第34条（免責）	10
第7章 雑則.....	10
第35条（管轄裁判所）	10



豊作くんASPサービス利用規約

第1章 総則

第1条 (利用規約の適用)

- 1 豊作プロジェクト株式会社（以下「当社」という）は、豊作くんASPサービス利用規約（以下「利用規約」という）を定め、契約者がこの利用規約を遵守することを条件として、豊作くんASPサービスの利用契約を締結した契約者（以下「契約者」という）に対し、豊作くんASPサービス（以下「本サービス」という）を提供する。
- 2 当社と契約者の間で個別の契約がある場合、個別契約を本利用規約と一体として取り扱うものとする。ただし、本利用規約と個別契約の定めが異なる場合には、個別契約の定めが優先する。

第2条 (利用規約の変更)

- 1 当社が利用規約を変更した場合は、料金その他の本サービス提供の条件は、変更後の利用規約による。
- 2 利用規約を変更する場合は、当社は、当該変更の対象となる契約者に対し、その変更内容を電子メール等当社所定の方法で通知する。ただし、この通知が、何らかの事情により到達しなかった契約者に対しても、通知後は、変更後の利用規約が適用される。

第3条 (サービスの提供)

- 1 当社が提供する本サービスは、契約者がインターネット上のウェブサイトにおいて、契約者の顧客（以下「顧客」という）に対し商品又はサービス（以下「商品等」という）を提供するインターネット店舗（以下「ショップ」という）を運営するために必要な機能及びそれに付随する機能を提供する。
- 2 当社が提供する本サービスのメニュー（以下「メニュー」という）は、別紙1記載の「メニュー一覧」のとおりとする。

第4条 (サービスの提供対象)

- 1 本サービスは、日本国内に事業拠点を有する法人に対して提供する。
- 2 契約者が、本サービスを利用して運営するショップで取り扱う商品等は、日本国内に向けてのみ販売するものとする。
- 3 契約者は、本サービスにおいて、別紙2記載の「取扱禁止商品等一覧」に定める商品等を取り扱うことはできない。

第5条 (サービスの終了)

- 1 当社は、都合により本サービスを終了することができる。
- 2 当社が本サービスを終了するときは、契約者に対し、本サービス終了の3ヶ月前までに当社所定の方法でその旨を通知する。ただし、この通知が到達しなかった契約者に対しても、本サービスの終了



の効果に影響を与えないものとする。

第6条（合意事項）

当社が本サービスの提供に必要と判断した場合は、契約者に対し、書類その他の資料あるいは物品の提出を求めることができる。契約者は、当社の指示に従うものとする。

第2章 契約

第7条（契約申込）

- 1 本サービスの提供を受けることを希望する法人は、当社所定のショップ運営内容申告書及び利用規約承諾書付利用契約申込書を提出することによって申し込むものとする。
- 2 申込者は、当社が要求した場合は、必要な資料等を提出しなければならない。
- 3 申込者は、利用を希望する決済方法により、本サービスの利用申込みに際し、当社指定のクレジットカード会社と本サービス利用のための加盟店契約を締結しなければならない。

第8条（契約の成立）

- 1 当社が、申込者の本サービス利用契約申込みを承諾した場合は、申込者に対し承諾した旨を当社指定の方法により通知する。
- 2 利用契約の成立は、当社から申込者に対し、第1回料金請求書が送付され、その請求書記載の料金が申込者から当社に支払われた時とする。
- 3 当社による、本サービスの提供は、原則として本サービス利用申込の受け付け順に行う。ただし、当社の都合その他の事情によりその順序を変更することがある。
- 4 当社は、次の場合には利用契約の申込を承諾しないことがある。
 - (1) 利用申込をした者が第23条（提供中止）第1項各号のいずれかに該当するとき
 - (2) 利用申込をした者が過去において第23条（提供中止）第1項各号のいずれかに該当したとき
 - (3) 申込者が利用申込書に虚偽の事実を記載したとき、または当社の指定する必要な資料等の提出をしないとき
 - (4) 契約者が当社の定める取引基準に満たないとき
 - (5) 第7条（契約申込）第3項により当社指定のクレジットカード会社と加盟店契約の締結が必要な場合において、利用申込者が加盟店契約を締結しなかったとき
 - (6) 前各号のほか、承諾することが当社の業務遂行上支障となるとき
- 5 当社が利用申込を承諾しない場合には、申込者に対しその旨を通知する。

第9条（サービス内容の変更）

- 1 契約者が、本サービス内容の変更を希望する場合は、当社が別途定める方法により変更を申込みることができる。
- 2 前項の申込を承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知する。
- 3 第1項の申込があった場合に、技術的に困難であるなど当社の業務遂行上支障があるときは、当社

は申込を承諾しない。この場合は契約者にその旨を通知する。

- 4 契約者は、本サービスのメニューを変更することはできない。契約者が、メニューの変更を希望する際は、本サービスの解約をしたのち、再度、希望するメニューについて新規申し込みを行うものとする。
- 5 当社は、当社がパートナーと認めた契約者に限り、当社の承認する範囲での一部のサービスメニューのカスタマイズを認める。

第10条（契約者の名称・業態等の変更）

- 1 契約者は、利用申込書の記載内容に変更が生じた場合には、直ちに、当社指定の届出書により、変更内容を届け出るものとする。
- 2 前項の届出があったときは、当社は、その届出の内容が事実であることを証明する書類の提出を要求することができる。その場合、契約者は速やかに当該書類を提出しなければならない。

第11条（契約者の地位の承継）

- 1 契約者が合併により消滅するときは、その旨を直ちに当社に書面で通知しなければならない。
- 2 合併後の承継法人が第8条（契約の成立）第3項に該当する場合、当社は、書面による通知をもって利用契約を解除することができる。
- 3 当社が解除しない場合、合併後の承継法人は、利用契約に基づく一切の債務を承継する。

第12条（契約期間）

本サービスの最低利用期間は、第8条（契約の成立）第2項に定める利用契約成立から起算して1年間とする。

第13条（サービスの提供条件）

- 1 契約者は、ID及びパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により、当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じなければならない。
- 2 契約者は、不正使用に起因するすべての損害について責任を負う。
- 3 ID及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合、契約者は、直ちに当社にその旨を通報しなければならない。
- 4 当社は、ID及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、その賠償を保証しない。
- 5 ショップは、商品購入者との間において、必ず利用規約を作成し、それを当社に対して開示しなければならない。契約者と商品購入者間の契約については、本利用規約および当社指定の商品購入者向け利用規約に違反しないものでなければならない。

第14条（権利の譲渡等の制限）

契約者は、本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の地位を、当社の承認なく、他に譲渡、貸与、質入れ等の行為をすることはできない。

第15条（非常事態時の利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、契約者の承諾なく本サービスを制限する措置を採ることができる。

第16条（契約者による利用契約の解除）

- 1 契約者が、利用契約を解除しようとするときは、解除の月の3ヶ月前までに解除の旨及び解除するサービスなどを当社所定の書面にて当社に通知しなければならない。解除の通知があった日から当該通知において解除の月とされた月までの期間が3ヶ月未満であるときは、当該通知があった日から3ヶ月を経過する月に契約が終了するものとする。
- 2 前項により利用契約が解除される場合、契約者が運営するショップでの商品等の販売は、契約終了月の1ヶ月前の20日に終了する。契約終了月の1ヶ月前の21日には、当社は、契約者のショップにおける商品等の販売を停止できる。
- 3 契約者が利用契約を解除することによって、利用期間が初年度の利用開始日より12ヶ月に満たない場合には、別途料金表に定める金額を違約金として、当社の指定する期日までに、当社の指定する方法により支払わなければならない。

第17条（当社による利用契約の解除）

- 1 当社は、次に掲げる事由があるとき、利用契約を解除することができる。
 - (1) 第23条（提供停止）第1項に基づき、当社が、本サービスの提供を停止した場合、停止の日から14日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき
 - (2) 第23条（提供中止）第1項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (3) 第8条（契約の成立）第4項各号のいずれかの事由が判明、又は発生したとき
 - (4) 新規申し込み時において、利用申込書に記載されている利用開始予定日より、3ヶ月以上経過しても契約者が本サービスの利用を開始しないとき

第3章 契約者の義務

第18条（ショップ運営上の義務）

- 1 契約者は、本サービスを利用してショップを運営するにあたり、特定商取引に関する法律をはじめ、その他関連する諸法令を遵守し、(社)日本通信販売協会による「通信販売業における電子商取引のガイドライン」に沿った運営を行わなければならない。
- 2 契約者は、提供する商品等の内容、提供価格、支払条件、商品引渡期日、サービス提供期日、その他の提供条件を明確に顧客に示し、顧客が誤解を生じないよう最大限の配慮しなければならない。
- 3 契約者は、ショップにおける営業において、営業の主体が契約者である旨を顧客に明示しなければならない。当社の名称を表示するなどして当該ショップの営業に当社が関与し、あるいは、商品等の

品質について当社が保証するものと誤解されるおそれのある表示をしてはならない。

- 4 契約者は、本契約に基づく取引によって知り得た顧客に関する個人情報（顧客の住所、氏名、メールアドレス、購入商品等の情報を含むがこれに限らない）を、商品若しくはサービスの販売の目的以外に使用したり、第三者に提供したり、あるいは一般に開示してはならない。情報の取り扱いについては、経済産業省の定める「個人情報の保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」（JISQ15001）、その他日本国内の関連諸法令を遵守しなければならない。
- 5 法令に基づく場合その他運用上の必要から、当社が契約者に対し利用状況に関する情報その他の資料の提出を求めた場合、契約者はそれに応じなければならない。

第19条（責任・保証）

- 1 契約者は、自らの責任においてショップの商品等を提供するものとし、ショップに記載されたコンテンツの全てについて責任を負う。
- 2 契約者は、ショップの運営、商品等に関し、瑕疵・配送途上の破損・数量不足・返品・中途解約の申し出等、顧客からの苦情及び取扱商品自体に関する苦情（商標権・意匠権等の侵害によるクレームを含む）及びその他発生するトラブルについて、契約者の責任において、誠実かつ遅滞なく解決を図り、当社には一切の負担、迷惑をかけないものとする。契約者と顧客その他第三者との紛争により、当社に損害が生じた場合は、契約者は、その損害（合理的な弁護士費用を含む）を賠償する義務がある。

第20条（ショップ運営内容の申告）

- 1 契約者は、利用申込書提出前に、ショップの運営内容に関して、当社所定のショップ運営内容申告書を提出しなければならない。
- 2 契約者は、ショップの運営内容を変更する場合には、直ちに当社所定のショップ運営内容変更届出書により、当社に通知しなければならない。
- 3 当社は、前2項により提出された書類に記載されたショップの運営内容を確認するために、契約者のショップを調査することができる。契約者は当社の調査に協力する義務を負う。

第21条（禁止行為）

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとする。

- (1) 当社あるいは第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (2) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (3) 他人の商号、営業表示等あるいはそれらに類似する商号、営業表示等を用いることにより、他人の営業と誤認させる行為
- (4) 本サービスを他人に利用させて、営業を行わせる行為
- (5) 法令等により、許認可、届出その他の行政手続が必要とされている営業等を法令等の許認可・届出その他の行政手続を経ずに行う行為
- (6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為

行為

- (7) 犯罪行為あるいは犯罪行為をそそのかし若しくは容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為
- (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (9) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- (10) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (11) 第三者の本サービスの利用に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (12) IDあるいはパスワードを不正に使用する行為
- (13) 本サービスを利用するために当社から提供を受けたソフトウェア及びマニュアル、技術条件等の情報を、本サービスの利用以外の目的に用い、又は、第三者に開示する行為
- (14) コンピュータウィルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用し、又は、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (15) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為
- (16) 無限連鎖講の防止に関する法律が規定する無限連鎖講あるいはそれに類似する行為
- (17) 無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、または他者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為
- (18) 当社の社会的信用を毀損し、若しくは当社又は第三者に不利益をもたらす行為
- (19) その他、他人の法的利益を侵害し、又は、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為

第4章 提供の一旦停止及び提供中止

第22条 (提供の一旦停止)

- 1 当社は、当社の設備の保守、工事、法定点検、または障害等やむを得ないときには、本サービスの提供を一旦停止することができる。
- 2 当社は、定期的に、設備等の保守を行うためのメンテナンスデーを設け、当該日においては、サービスの提供を一旦停止することができる。
- 3 本サービスの提供を停止するときは、当社は契約者に対し、その旨とサービス提供停止の期間を事前に通知する。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではない。

第23条 (提供中止)

- 1 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告なしに本サービスの提供を中止することができる。
 - (1) 契約者が利用契約上の債務の履行を怠ったとき
 - (2) 第4条(サービスの提供対象)及び第13条(サービスの提供条件)、第21条(禁止行為)の

規定に違反したとき

- (3) 第3章（契約者の義務）の規定に違反したとき
 - (4) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき
 - (5) その他、当社が本サービスの提供を不相当と判断するとき
- 2 契約者が前項各号に該当する行為を行っているか、またはその合理的な疑いがあると判断される場合、当社は、事前の通知なくショップのコンテンツの全部若しくは一部の利用を中止し、あるいは中止のために必要な措置を取ることができる。

第5章 料金等

第24条（料金等）

本サービスの料金は、別紙3「料金表」のとおりとする。当社は、料金等を変更することができる。

第25条（料金等の支払義務）

- 1 契約者は、前条の料金の支払義務を負う。
- 2 第23条（提供中止）の規定に基づき本サービスの提供が中止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱う。

第26条（料金等の計算方法）

- 1 本サービスの料金については、以下の各号の場合を除き、毎月、暦月に従って計算する。
 - (1) 利用開始月の料金の額は、別紙3「料金表」に定める初期費用、利用開始月における本サービスを提供した期間に対応する月額料金の額と、翌月の月額基本料金との合計額とする。
 - (2) 契約終了月の料金の額は、別紙3「料金表」に定める料金のうち、翌月の月額基本料金を除いたものとする。
- 2 最低利用期間が経過する前に利用契約が解除されたとき、契約者は、最低利用期間に対応する本サービスに係る料金の全額を、契約解除の日から14日以内の一括して支払わなければならない。

第27条（料金等の支払方法）

契約者は、料金等請求書に記載した支払期日、支払方法により料金等を毎月支払わなければならない。

第28条（割増金）

料金等の支払いを不正に免れた契約者は、その免れた額の2倍の額の金員を当社が指定する期日までに支払う。

第29条（延滞料金）

契約者が、料金その他の債務を支払期日後30日を経過してもなお支払わないとき、当該契約者は、



支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年18.25%の割合による金員を、延滞料金として、当社が指定する期日までに支払う。

第30条（割増金等の支払方法）

第28条（割増金）及び前条（延滞料金）の支払いについては、契約者は、当社が指定する方法により支払う。

第31条（消費税）

契約者が、当社に対し、本サービスに係わる債務を支払う場合、消費税法（平成6年法律第109号）及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払う。

第32条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

第6章 損害賠償

第33条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、契約者に対し、本サービスを提供しなかったときは、本サービスを利用できないことを当社が知った時刻から起算して連続して72時間以上本サービスを利用できなかったとき、または1料金月に合計120時間以上本サービスが利用できなかったときに限り、契約者からの請求により、その料金月における別紙料金表に記載の月額基本料金を限度として損害を賠償する。

第34条（免責）

当社は、契約者が本サービスの利用に関して情報等が破損または滅失したことによる損害、若しくは契約者が本サービスから得た情報等に起因して生じた損害について、その原因の如何によらず、一切の賠償の責任を負わない。

第7章 雑則

第35条（管轄裁判所）

契約者と当社間で、本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所本庁を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上



(別紙1)

豊作くん ASP サービスメニュー

- ・ 共用サーバタイプ
- ・ 専用サーバタイプA
- ・ 専用サーバタイプB
- ・ 専用サーバタイプC
- ・ カスタマイズタイプ



(別紙2)

取扱禁止商品等一覧

1. 各種関連法令により、取扱うこと自体が違法なもの

<例>銃刀類、麻薬・覚せい剤、ワシントン条約で取引制限された動植物等、違法コピーソフト等他人の知的財産権を侵害するもの、猥褻物、個人情報

2. 販売に関して、法律で義務付けられている免許・条件を満たしていないもの

<例>医薬品、酒類（酒税法に違反するもの、及び製造または輸入量が年間100Kリットルを超えるもの）、化学薬品、危険物・毒物

3. その他

<例>たばこ、商品券及び会員権、債権、アダルト商品全般、中古品、映像送信型性風俗特殊営業に該当するサービス、モニター商法、マルチ商法、当社が販売不可であると判断した商品及びサービス



(別紙 3-1)

豊作くん ASP サービス利用料金表

■豊作くん ASP サービス共通スペック

(※個別案件によっては、当てはまらない場合があります)

契約期間：

12 ヶ月以上

ECサイト機能：

基本はPC向けサイト。契約によっては、3キャリア対応（iモード / au / Softbank）の携帯サイト対応やPC携帯サイト両対応も可。

サーバ環境：

接続回線 100Mbps。HDD は Raid1 構成。自家発電装置や免震床を採用した都内データセンタに設置。

マシン保守監視体制：

3 6 5 日 2 4 時間体制。データセンタによるサーバ機器及びネットワーク監視。

ハード障害時、2 時間以内に代替サーバへ差し替え作業着手。

ソフト保守監視体制：

3 6 5 日 2 4 時間体制。外部ネットワークからのアプリケーションレベル監視及び復旧。

セキュリティー対策：

SSH サーバ経由での管理画面へのセキュリティアクセス、暗号化 (SSL)、専用ファイアウォール、アプリケーションレベルでの対策も済み。

バックアップ：

毎日実施。Web コンテンツデータは 1 世代分、DB データは 7 世代のバックアップ。

ストリーミング配信：

原則不可。外部サーバにストリーミングデータを配置しての運用はご相談により可能。

システムカスタマイズ：

弊社または弊社パートナー作業に限り可能。要別途お見積もり。

デザインカスタマイズ：

弊社または弊社パートナー作業に限り可能。要別途お見積もり。

※一定のカスタマイズはユーザー様側にて可能。HTML 基本知識は必須。

その他オプション（ご相談、別途お見積が必要）：

独自ドメイン運用可。弊社でのドメイン取得可。弊社 DNS サーバ利用可。カード決済利用可。

コンビニ決済利用可。その他、他社サービスとの連携カスタマイズ対応可（一部を除く）。



(別紙 3 - 2)

■タイプ別の基本メニュー

以下はいずれも P C 向けサイト版です。携帯向けサイト版や、P C 携帯両対応サイト版もございます。

共用サーバタイプ (Web/DB 共に共有)

初期費用	OPEN
月次費用	OPEN + 従量 (@250/1 売上レコード数 or 売上の 3%)
スペック	1 台のサーバに複数のショップが配置されます。S S L は共有。ドメインは豊作プロジェクト。通常コンテンツスペース 1 G B まで。D B データ 2 G B まで。

専用サーバタイプ A (Web 専有/DB 共有)

初期費用	OPEN
月次費用	OPEN + 従量 (@150/1 売上レコード数 or 売上の 1.5%)
スペック	専有 W e b サーバで運用します。1 台の D B サーバに複数のデータが配置されます。御社ドメインでの専用 S S L が可能です。通常コンテンツスペース 1 8 G B まで。D B データ 2 G B まで。

専用サーバタイプ B (Web 共有/DB 専有)

初期費用	OPEN
月次費用	OPEN + 従量 (@150/1 売上レコード数 or 売上の 1.5%)
スペック	1 台のサーバに複数のショップが配置されます。S S L は共有。ドメインは豊作プロジェクト。専有 W e b サーバで運用します。通常コンテンツスペース 1 G B まで。D B データ 1 8 G B まで。

専用サーバタイプ C (Web/DB 共に専有)

初期費用	OPEN
月次費用	OPEN + 従量 (@150/1 売上レコード数 or 売上の 1.5%)
スペック	専有 W e b サーバと専有 D B サーバで運用します。御社ドメインでの専用 S S L が可能です。通常コンテンツスペース 1 8 G B まで。D B データ 1 8 G B まで。

カスタマイズタイプ

初期費用	別途お見積もりにて。
月次費用	別途お見積もりにて。
スペック	サーバ環境が上記 4 タイプに相当する場合は、各々のスペック及び上限値、スケールアップポリシーに準拠。

上記以外での利用は別途お見積もりいたします。